

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成29年9月12日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700140号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1700016号

第1 結論

昭和52年4月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年4月から昭和53年3月まで

私は、請求期間当時短期大学の学生であったが、20歳になった時に祖母から国民年金への加入を勧められていたため、昭和52年7月頃にA市役所の年金課において国民年金の加入手続を行った。その際、窓口において同年4月から同年6月までの分の国民年金保険料をまとめて納付した記憶があるが、国の記録では、請求期間が国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和52年7月頃に国民年金の加入手続を行い、同年4月から同年6月までの分の国民年金保険料の納付を行ったと主張しているところ、請求者は昭和51年4月から昭和53年3月までの期間は短期大学の学生であった旨述べており、請求期間は国民年金の任意加入対象期間となるが、国民年金の任意加入被保険者は加入手続を行った日が国民年金被保険者資格の取得年月日となることから、請求者が昭和52年7月頃に国民年金の加入手続を行ったのであれば、国民年金の被保険者資格を同年7月に取得することになり、同年4月から同年6月までの国民年金保険料をまとめて納付することはできなかったものと考えられる。

また、B年金事務所が保管する国民年金受付処理簿によれば、請求者の前後に記載された国民年金被保険者は、いずれも昭和53年12月に国民年金の任意加入被保険者資格を取得しており、当該任意加入被保険者の国民年金の加入手続は同年12月に行われたことが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続についても

同年 12 月頃に行われたものと推認できる。

さらに、請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿及び CSV データ）によれば、請求者は、昭和 53 年 4 月 1 日に国民年金の強制加入被保険者資格を取得していることが確認できる上、請求者が所持している年金手帳によれば、国民年金の「はじめて被保険者となった日」欄に「昭和 53 年 4 月 1 日」、「被保険者の種別」欄に強制加入であることを示す「強」の記載が確認でき、オンライン記録と一致している。

したがって、請求者は前述の加入手続を行ったと推認できる時点において、国民年金の強制加入被保険者となる昭和 53 年 4 月 1 日に遡って被保険者資格を取得したものと考えられる。

これらのことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、上記の国民年金受付処理簿により、請求期間に A 市において払い出された国民年金手帳記号番号を確認したが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録を確認しても、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700144号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700032号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年7月1日から昭和50年5月1日まで

請求期間において、A社に勤務していたが、国の記録では厚生年金保険の被保険者期間となっていない。私はパート社員ではなく正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる13人のうち、所在が確認できた9人に照会を行ったところ、7人から回答があり、そのうちB社の事業主を含む3人は請求者がA社に勤務したことを記憶していることから、期間は特定できないものの、請求者は同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の事業主は、請求期間当時A社においては、全日制高等学校卒業以上の者については正社員として厚生年金保険に加入させ、それ以外の者はパート社員とし、勤務期間が長ければ、厚生年金保険に加入させていたとしているところ、請求者は、短期間の勤務であったため厚生年金保険に加入させなかったと思ふ旨陳述している。

また、前述の事業主は、請求期間当時の資料を保管しておらず請求者の勤務期間が不明である上、請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除したかどうか不明である旨陳述していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、請求期間を含

む昭和 48 年 7 月 3 日から昭和 53 年 1 月 21 日までの期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。